

諸外国の行動制限等の現状について（3/18 18:00時点・調査中）

※在外公館等において把握している主な取組に限る。

	イベント禁止、施設閉鎖等	学校閉鎖等	移動制限・その他
米国	<p>○今後15日間、10人以上の社会的集まりを中止（3月16日大統領ガイドライン、同16日CDCガイダンス）</p> <p>【マサチューセッツ州】 ・25名以上の集会・イベントの禁止。飲食店の店内営業を停止。（3月17日～4月17日）</p> <p>【ニューヨーク市】 ・飲食店は持ち帰り・宅配のみに制限。映画館・小劇場・コンサート会場を閉鎖。（3月17日～）</p> <p>【ニュージャージー州】 ・ハドソン郡ホーボーケン市において、夜間（午後10時～午前5時）の外出禁止。（3月16日～）</p> <p>※その他、複数の地域で集会の禁止や商業施設の閉鎖等を実施</p>	<p>【ニューヨーク市】 ・市内の公立学校閉鎖（3月16日～再開は早くとも4月20日）</p> <p>【ワシントン州、オハイオ州、ミシガン州】 ・州内全ての公立・私立学校（幼稚園～高校）の閉鎖（時期はそれぞれ異なるが、最長で3月16日～4月24日）</p> <p>【フロリダ州】 ・全ての州立大学でオンライン授業にすよう指示（3月11日～）</p> <p>※その他、複数の地域で学校閉鎖やオンライン授業を実施</p>	<p>○州政府（20州）による非常事態宣言等の発出：ワシントン州（2月29日）、カリフォルニア州（3月4日）、ニューヨーク州（3月7日）、マサチューセッツ州（3月10日）等</p> <p>○トランプ大統領による非常事態宣言（3月13日）</p> <p>○仕事や学習は可能な限り自宅から行う、また不要不急の旅行を避ける。（3月16日大統領ガイドライン）</p>
カナダ	<p>○連邦政府が集会の制限に関するガイドラインを作成、実際に導入するかどうかは各州政府が決定。 例：250人以上のイベント中止要請（ブリティッシュ・コロンビア州、オンタリオ州等）</p>	<p>【マニトバ州】 ・学校（幼稚園～高校）の閉鎖を要請（3月13日～4月13日（予定））</p>	<p>○クルーズ船への乗船中止要請（3月9日連邦外務省）</p> <p>○不要不急の海外渡航に対する中止要請（3月13日連邦外務省）</p> <p>○州政府による非常事態宣言等の発出：オンタリオ州、アルバータ州、ブリティッシュ・コロンビア州（3月17日）</p>

	イベント禁止、施設閉鎖等	学校閉鎖等	移動制限・その他
英国	<p>○2020年5月7日予定の統一地方選の1年延期を発表（3月13日）</p> <p>○大規模イベントに対する政府の不支持を表明。（3月16日首相会見）</p> <p>【スコットランド】</p> <p>・500人以上の集会禁止（3月16日～）</p>	<p>○現時点では、学校の閉鎖予定はなし</p>	<p>○単身の有症状者は、7日間自宅待機。（3月12日「自宅待機ガイドライン」、3月16日更新）</p> <p>○自身又は家族に症状のある場合に14日間の自宅待機を要請。（3月16日首相会見）</p> <p>※いずれも軽症の場合、専用ダイヤルに電話せず、国民保健サービスのウェブサイトから情報を得ることを要請。</p> <p>○不要不急の他人との面会・移動の取り止め、パブや劇場等の回避・在宅勤務を推奨（3月16日首相会見）</p> <p>○不要不急の全海外渡航の自粛を要請（3月17日）</p>
スペイン	<p>○生活必需品の販売店を除く商店、文化施設等、レストラン等の営業停止（3月14日～当面15日間）</p>	<p>○全州の大学以下の教育機関の休校措置</p>	<p>○全ての不要不急の移動を制限（必需品の購入、通院等を除く）（3月14日～当面15日間）</p>
フランス	<p>○100人以上の集会を禁止（3月15日～4月15日）</p> <p>○大衆向け施設（レストラン、飲料提供店、美術館等）の受入れを禁止（3月15日～4月15日）</p>	<p>○子どもの受入れ施設・教育機関（保育所、小中学校、高校大学等）を一時停止（3月16日～3月29日）</p>	<p>○100人以上が乗船するクルーズ船の寄港を禁止（3月15日～4月15日）</p> <p>○自宅外の移動を禁止（必需品の買物、通院、テレワークが困難な場合の通勤、若干の運動等は除く。ただし、移動に際し証明書類の所持が必要）（3月17日～3月31日）※罰則付き</p>

	イベント禁止、施設閉鎖等	学校閉鎖等	移動制限・その他
ドイツ	<p>○全国のバー、劇場、映画館、スポーツ施設、子どもの遊び場等の閉鎖、及び宗教施設における会合の禁止</p> <p>○レストランの営業を6時～18時に限定（食料品店、薬局等は通常営業）</p> <p>○宿泊は必要な場合のみに限り、観光目的の利用不可（3月16日首相会見）</p> <p>【ベルリン州】（3月14日～4月19日）※他の州でもほぼ同様の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・50人以上のイベントを禁止 ・映画館等の娯楽施設やスポーツ施設を営業禁止。喫煙可能な飲食店の営業禁止。その他の飲食店はテーブル間の距離を最低1.5メートル以上離れた上で営業が可能。 	<p>○全州の教育施設（学校、幼稚園等）の休校措置（最長で3月16日～4月19日）</p>	<p>○できる限りの社会的接触の抑制を呼びかけ（3月12日首相会見）</p> <p>○観光目的での外国渡航中止を勧告（3月17日）</p>
スイス	<p>○食料品、薬局を除く全ての店舗、レストラン、バー、娯楽施設、その他十分な対人距離を確保できない業種（ヘアサロン等）を閉鎖（テイクアウト食品店等は対象外）（3月17日～4月19日）</p> <p>○連邦議会は開催中の上下両院による春会期中断を決定。（3月15日）</p> <p>○公私を問わず、全てのイベントを禁止（近親者の葬式を除く）（3月16日）</p>	<p>○小学校以降の教育機関を閉鎖（全国4月4日まで、ジュネーブ州4月8日まで、ヴォー州4月30日までなど）</p> <p>○ジュネーブ州、バーゼル・シュタット準州では保育園も閉鎖。閉鎖するかは各州の判断。</p>	<p>○大統領による非常事態宣言（3月16日）</p> <p>○社会生活で人との距離を保つよう要請。</p> <p>○ラッシュ時通勤の回避・テレワークを推奨。</p>
韓国	<p>○狭い室内空間で開催される行事や多くの人々が密集する行事を自制するよう勧告（2月24日～）</p> <p>【ソウル市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都心部でのデモ・集会の禁止（2月21日～） <p>【大邱広域市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての集会禁止（2月26日～） 	<p>○幼稚園、初・中等学校の新学期始業日を延期（4月6日へ）</p> <p>○保育園の休園期間を延長（4月5日へ）</p>	<p>○不必要な外出・会合を避け、他者との接触の最小化を要請。</p>